

## CESRの技術的助言のポイント

1. 日本・米国・カナダの各会計基準は、いずれも全体として(taken as a whole)国際会計基準(IAS)と同等(equivalent)であると評価。

2. 日本・米国・カナダの各会計基準について、以下の補完措置(remedies)が求められる。

- ・ 非連結の適格特別目的事業体(QSPE)を連結させた補完計算書(仮定計算ベースの要約財務諸表)の作成(日・米・加)
- ・ 企業結合(持分プーリング法)及び在外子会社の会計基準の統一に係る各差異についての補完計算書の作成(日)
- ・ スtock・オプションの費用化の2007年1月1日以前の実施(日・米)
- ・ その他特定の基準に係る差異についての定性的又は定量的な追加開示(開示A及び開示B)。

(以上合計で、日本基準26項目、米国基準19項目、カナダ基準14項目)

(注1)CESRが提示している追加開示は、以下のとおり。

・開示A : 第3国基準によって既に提供されている定性的・定量的開示を拡充。例えば、関連する取引・事象及びそれらの会計処理方法の説明、取引・事象の測定・認識に用いられている仮定や評価方法の表示、資産の公正価値の開示。

・開示B : 事象・取引を国際会計基準に従って会計処理した場合における定量的影響(損益又は株主持分への税引前後の影響)の表示

(注2)これらに関連して、CESRは以下を指摘。

・CESRは各国がSPEの連結方針を検討していることを承知。補完計算書の必要がなくな

るよう、できるだけ早期に結論を出すことを促したい。

・CESRIは、日本の会計枠組みに関して既に行われた相当な進展を基に、IASB(国際会計基準審議会)とASBJ(企業会計基準委員会)が最近合意したコンバージェンス・プロジェクトを認識。企業結合会計とグループ連結が早期の優先事項とされることを勧めたい。

3. 上記補完措置の適用の必要性は、企業毎に判断され、監査人がこれを評価する。一定の補完措置が当該企業にとって関連性(relevance)がなく又は重要性(materiality)がなければ、当該企業には当該補完措置は適用されない。補完措置が必要な場合、当期(2007年)及び前期(2006年)の財務諸表で表示。
4. 日本・米国・カナダの各会計基準は同等であると考えられているので、企業経営者は、EUにおける財務報告のために2組の財務諸表(現地基準と国際会計基準)を用意する必要はなく、また国際会計基準への完全な数値調整(full reconciliation)も必要ない。
5. 今後の会計基準の整備・改善に鑑み、会計基準の重要相違について継続的な評価メカニズム(early warning mechanism)が必要。少なくとも2007年1月時点で最初のレビューが行われるべき(注)。  

(注)最初のレビューによって、幾つかの重要相違項目は基準変更の結果恐らくなくなるであろうとされている。
6. なお、今回の検討指示は、会計基準の同等性と法執行(enforcement)メカニズムの説明に限定されているが、本来は、これだけでは適切な投資家保護には不十分であり、コーポレート・ガバナンス、監査人監督や適切な法執行メカニズムのような、基準の解釈・適用のためのフィルターが必要であり、今回の同等性評価は、各国及び各企業レ

ベルで、内部統制を含め、これらフィルターが設けられ機能しているとの想定に基づいている。

(以上)

## 日本基準・国際会計基準・米国基準の比較

項目	日本基準	国際会計基準	米国基準
企業結合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パーチェス法を原則とするが、対等合併と認められる限定的な場合、持分プーリング法を適用。(2006年4月から適用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての企業結合にパーチェス法を適用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての企業結合にパーチェス法を適用。</li> </ul>
連結の範囲 (適格SPEの連結)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支配力基準で連結。</li> <li>● 資産の流動化に関する法律に基づくSPE(特別目的事業体)については、一定の条件の下で、連結の対象外とされる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支配力基準で連結。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持株基準で連結。</li> <li>● 一定の条件を満たす適格SPEについては、連結の対象外とされる。</li> </ul>
在外子会社の会計基準の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として、子会社についても日本基準を適用。</li> <li>● ただし、明らかに合理的でない場合を除き、現地の会計基準に準拠することが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子会社についても国際会計基準を適用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子会社についても米国会計基準を適用。</li> </ul>
ストック・オプション費用化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ASBJは2006年4月からストック・オプションを費用化する公開草案を公表し、現在、基準化に向けて検討中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スtock・オプションを費用化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スtock・オプションを2006年1月から費用化する基準を決定済み。</li> </ul>